

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【225】

2. 日時：令和4年7月8日 13時30分～15時19分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全規制調整官、千明主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、

三浦主任安全審査官、植木主任安全審査官、藤川安全審査官、服部(靖)

安全審査専門職、谷口技術参与、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

小林技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他23名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁のハツリです。
0:00:06	ただいまから、島根 2 号機、設工認についてヒアリングを再開いたします。
0:00:12	本日の議題は、耐震基本方針のうち、
0:00:16	水平 2 方向、
0:00:18	それ等機能維持及びダクトリティになりますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:00:28	中部電力の林です。はい。こちらの方、こちらもはいそのような認識です。よろしくお願いいたします。
0:00:35	規制庁の服部です。
0:00:36	それではまず、資料の確認と、本日の進め方についてお願いしますどうぞ。
0:00:46	中国電力の林です。それでは資料の確認をさせていただきます。
0:00:50	まず資料番号N-Sに、I分 15 号、こちら水平 2 方向の影響評価方針のコメントリストとなります。
0:01:00	続きましてNS2-添 2-001-08 回 01。
0:01:08	こちら水平 2 方向及び鉛直方向地震動の組み合わせに関する影響評価方針の資料とあります。
0:01:13	続きましてN-S2-添 2-001-08 回 01 の括弧ひでえとは比較表となります。
0:01:24	続きましてN-Sにーた。
0:01:27	-156
0:01:29	こちらの機能維持の基本方針ナイトウコメントリストとなります。
0:01:33	続きましてN-S2-添 2-001-09 回 019、こちら基本機能維持の基本方針の資料であります。
0:01:44	ヒガシ NS2-添 2-001-09 回市野括弧日こういった比較表となります。
0:01:53	続きましてN-S2-ター 157 の、こちらの脱気に関する設計方針のコメントリストとなります。
0:02:02	続きましてNS2-添 2-001-10 海津はー10 の会 01、こちらだけ、TT に関する設計方針の資料となります。
0:02:14	つきましては以後でNS2-添 2-001-10、
0:02:20	甲斐 01、括弧引いた比較表となります。ヒロイ資料は以上となります。
0:02:27	規制庁のハツリです。
0:02:29	はい資料確認できましたけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	資料についてまず付番をつけていただいて、
0:02:35	資料名についてはその番号で読んでいただきたいので、まず付番の方を、ちょっと繰り返しになって恐縮ですけれども、お願いしたいんですがよろしいでしょうかどうぞ。
0:02:47	中部電力の林です。承知しました。それでは不安の方をつけさせていただきます。
0:02:51	まずNS2-ター-155、こちらを一番の資料とします。
0:02:59	続きましてNS2.2-001-08 回 01、こちら 2 番とします。
0:03:07	続きましてAS2.02-001-08 回 01 の括弧費、こちらを 3 番といたします。
0:03:17	続きましてN-S2-た-156、こちら 4 番といたします。
0:03:23	続きましてN-S2-添 2-001-09 回 01、こちら 5 番として、いたします。
0:03:33	積み増しN-S2-添 2-001-0901、括弧日、こちらを 6 番といたします。
0:03:42	続きましN-Sに-ター-157、こちら 7 番といたします。
0:03:48	続きまして、N-S2-添 2-001、-10 の会 0 維持、こちら 8 番といたします。
0:03:57	最後ですがS2-2-001-1、10 回 01 の括弧ひこちら 9 番といたします。
0:04:09	不安は以上となります。規制庁のハツリですはいありがとうございますそれでは本日の施設、資料の説明の進め方について説明をお願いしたいんですがよろしいでしょうかどうぞ。
0:04:22	中国電力の林です。それは資料の進め方なんですけどまず戸田区キュリティの方の紙資料の説明をすぐさせていただいて、そのあと質疑応答させていただいてコメントの振替をさせていただきたいと思います。
0:04:34	次に水平 2 方向の方の資料の説明をさせていただいて質疑応答、コメントの振り返り、最後に機能維持の基本方針のご説明させていただいて質疑応答後、今年度の振り返りといった方でという流れでせえっと説明したいと考えておりますがよろしいでしょうか。
0:04:50	規制庁の服部です。ちょっと 1 点確認をさせていただきたいんですけれども。
0:04:55	各資格テーマに対して振替を利用するということは、
0:05:00	人が変わるということによろしいでしょうかどうぞ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:09	中国電力のハヤシはこちらでちょっと人の入れ替わりがあるのでそういった提案をさせていただきました。
0:05:14	以上です。
0:05:16	規制庁のハツリですはい、わかりました。それでは一つ一つのテーマに対して
0:05:22	確認をした上で一つ一つ振り返りをしたいと思います。
0:05:27	それではまずアクティビティの方の説明を始めてください。どうぞ。
0:05:34	中国電力の林です。それで和田アクティビティの方について説明させていただきます。あと7番の資料お願いします。
0:05:46	7番の資料アクティビティ監査のコメントリストとなります。
0:05:50	こちらの2021の11月10日にいただいたコメントのはい。ポイントとなっております。今回こちらの回答について説明させていただきます。
0:06:00	まず、コメントNo. 1番です。当然コメント内容ですけど、原子炉圧力容器ペDESTALの構造計画についての記載のコメントとなります。コメント内容ですが、鉛直荷重、温度荷重、地震時荷重等を適切に組み合わせるについて、
0:06:16	鉛直現状荷重は地震時荷重としても発生するためここで示す鉛直荷重の発生要因を説明することといった内容であります。
0:06:24	回答んし、回答につきましては比較表のほうで説明させていただきます。9番の資料お願いします。
0:06:32	9番の4ページになります。
0:06:39	4ページの中ほどの(2)、原子炉圧力容器ペDESTALの2段落目に今回のコメント回答内容も含まれておりまして黄色ハッチングが今回の修正箇所となります。
0:06:51	この黄色ハッチングですけど、前回鉛直荷重と記載をしていたのですが、今回は発生要因である自重というか、言葉に修正してございます。
0:07:03	コメントNo.1の回答としまして以上となりまして、またその7番の資料に戻っていただきまして、
0:07:10	続きましてナンバー2のコメントです。
0:07:14	ナンバー2は機器配管系の材料の選択についての記載へのコメントとなります。
0:07:20	コメント内容ですけど溶接材料は、溶接継手部が膨大と同等の性質LLDを選定するについて、その成立の詳細を説明することといった内容となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:31	回答につきましてまた比較表の方で説明させていただきまして、9 番の資料の
0:07:38	7 ページをお願いします。
0:07:43	野辺上の方の(5)が今回の記載のし修正箇所になりまして、黄色ハッチングは前回まで性質と記載していたんですけど、
0:07:53	今回より具体的な記載での隣を見直しまして機械的強度というところ、言葉に修正してございます。
0:08:01	コメントの回答以上となりましてその他の適正箇所について説明させていただきますと、同じ7 ページの中ほど率をちょっと下ですね。
0:08:12	黄色で示してるんですけど通常運転時の運転を黄色ハッチングしています。前回の通常時の荷重となっていたのを通常運転時の荷重という言葉に適正化してございます。
0:08:22	もう1ヶ所で規定化してる箇所がございまして比較表の5 ページ。
0:08:26	の中ほどに、さらに、黄色ハッチングしてるんですがこちらの漢字をひらがなに見直しでございます。
0:08:35	宅地力に関する説明としましては以上となります。
0:08:40	規制庁のハットリですはいわかりました。
0:08:42	一つお願いがあるんですけども、一応コメント回答の確認については、1 問 1 等で確認をしたいと思っておりますので、次、次のテーマからは 1 問 1 等でお願ひしたいと思っております。
0:08:58	そのコメント回答が終わった段階でⅡ 適正化の方の確認を通して確認して、説明していただければと考えていますが、よろしいでしょうかどうぞ。
0:09:12	中部電力の林です。大変失礼いたしました追加の説明ではそのようにさせていただきたいと思っております。以上です。
0:09:19	規制庁のハットリですはいわかりました。ではコメントリストの一番については両への確認しましたのでこれは了としたいと思います。
0:09:28	2 番についてせ、確認したい点がある方お願いしますどうぞ。
0:09:36	規制庁のハットリですはい。2 番についても確認ができましたので了としたいと思います。
0:09:42	一応コメンこちらの方の確認は以上になりますが、追加で説明することはありませんでしょうか。規制庁が、中国電力側から追加で説明することはありませんでしょうかどうぞ。
0:09:57	中国電力の早瀬澤井アクティビティに関しましては、追加で説明する事項はございません。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:03	規制庁のハットリですはいわかりましたそうしますと、振り返りについても、ないということによろしいでしょうかどうぞ。
0:10:11	中国電力の林です。はい。こちらもそのような理解でございます。以上です。
0:10:16	規制庁のハットリですはいわかりました。それではそちらの方で人の入れ替えの時間を取る必要がありますからどうぞ。
0:10:30	中国電力ミヨカワです。このまま続けることで問題ございません。以上です。
0:10:36	規制庁のハットリですはい、わかりました。では次の説明をお願いしますどうぞ。
0:10:42	はい、中国電力ミヨカワです。それでは水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価基本方針につきまして、説明させていただきます。
0:10:53	資料一番をお願いいたします。
0:10:58	資料一番は、回答整理表となりまして、コメントNo. 1、
0:11:04	コメント内容につきましては、SRSS法及び組み合わせ係数法は、非線形モデルを用いて影響評価を行う場合にも用いるものであることがわかるように説明することというコメントをいただいております。
0:11:17	反映箇所につきましては、資料ナンバー2。
0:11:22	の、
0:11:23	7 ページをご覧くださいければと思います。
0:11:31	7 ページの 4 ポツ 2 ポツ 3、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせの影響評価方法。
0:11:38	の 3 段落目以降のなお書き以降が当該の箇所となります。
0:11:46	一番の回答整理表の回答といたしましては、
0:11:50	SRSS法及び組み合わせ係数法は、最大応答の非同時性を考慮した方法であり、
0:11:57	線形モデルを用いて評価を行う場合にも適用可能だと考えられます。
0:12:04	9 の記載におきましては、線形モデルに限定した記載であったため、今回、記載を適正化しております。
0:12:12	見直した記載といたしましては、
0:12:17	この組み合わせ方法については、国内と海外の機器の耐震解析は類似であり、水平 2 方向及び鉛直方向の位相差は、
0:12:26	機器の応答にも表れることから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:30	米国RegulatoryGuide1.92を参考としているものであるという記載に適正化しております。
0:12:37	ナンバー1のコメント回答は以上となります。
0:12:42	規制庁の服部です。はい、わかりました。それではただいまの説明と関連する事項についても説明についても確認がある方お願いしますどうぞ。
0:12:58	規制庁植木です。
0:13:00	ちょっと確認なんですけど
0:13:05	前、
0:13:07	一番のコメント整理表で、
0:13:14	コメント内容としてですねナンバー1ですか、SRSS多く及び組み合わせ方は、非線形モデルを用いて影響評価を行う場合に用いる
0:13:26	ものであることがわかるようにすることっていう。
0:13:31	コメントなんですけど、ちょっとこれに対してのちょっと、ちょっと回答をもう一度ちょっと、
0:13:41	よくわからなかったので
0:13:44	等、記載の変更についてはわかりましたけど、これに対する、
0:13:49	回答という意味では、どういう、どうなってるんでしょうか。
0:13:58	中国電力ミヨカワです。少々お待ちください。
0:14:11	中国電力のクラムスです。もともとの記載でいきますと、
0:14:18	今日本日の資料一番の回答欄のところに旧の記載を残してお示しておりますけども下線部のところ、現状の耐震評価は基本的に概ね弾性範囲でとどまる体系であることに加え、ですとかその次のところの、
0:14:34	基本的に線形モデルで実施している糖類時代ってことで実際の機器配管の解析が基本として線形モデルで行っているといったところも事実としてはその通りではございますけども、
0:14:45	少しこう書くと、この
0:14:48	SRSS法及び組み合わせ係数法について、弾性線形の範囲で用いるというふうになんか読めてしまうような、そういうちょっと誤解を招くような表現であったと、いうふうに考えましてこのアンダーライン部、
0:15:02	を削除することによってある意味、特に男性と断って、
0:15:06	使う記載にしないというところで、その裏返しとしまして非線形モデルの場合にも適用することができるということでそういう意図でこのような記載の修正をさせていただきました。はい。以上です。
0:15:21	規制庁大池です。そうすると一特に男性。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:26	という、
0:15:29	という、
0:15:30	記載をさ、削除したことによって
0:15:35	まあ線形非線形両方とも、
0:15:38	使えるという。
0:15:40	記載にしたという。
0:15:44	ことでRicker波
0:15:46	理解します。それで、ちょっと比較表の方で、
0:15:52	資料の3番のですね、11ページ。
0:15:59	1000個の方はちょっとマスキングなのであるんですけど、今、
0:16:05	クラマスさんから、
0:16:10	回答リストで、
0:16:14	新旧の説明がありましたけれども、
0:16:19	それで旧の方に、
0:16:23	前回までは先行と合わせて9の記載で、男性、
0:16:32	概ね弾性範囲とか、基本的に線形でっていう。
0:16:38	ところがあったところ今回削除をして、
0:16:43	います。で、
0:16:45	主趣旨はわかるんですけど、ただ、この部分の記載っていうのは、先行プラントからですね、PWRも含めて、
0:16:57	ここはずっと同じ記載になっていてそれをあえて島根でちょっと変更すると。
0:17:04	タカノん何か評価法が変わったようにも思ってしまうんですけど、その点はいかがなんでしょうか。
0:17:18	中国電力のクラマスです。
0:17:21	まず、まず、
0:17:23	ご指摘の通り、先行プラントさんで記載されているところと今回、背弧のように修正をいたしますと閉まり2号機としては、記載としては、
0:17:34	異なるものとなりますが、ただ先ほど申し上げました通り、
0:17:41	この水平2方向の組み合わせを考える際のSRSS法なり組み合わせ係数法というのは、基本的には最大値の非同時性、
0:17:50	に基づくものだというふうに理解をしておりますので、線形解析、弾性線形の解析が非線形の解析かといったところのその解析手法にはよらないものだと。
0:18:00	いうふうに認識をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:03	また
0:18:05	先ほどはお話いたしましたけど現状の機器配管系で行われている解析が基本的には線形のモデル化でもって解析しているといった事実としてもはいその辺り認識についても基本的には先行プラントさんの記載。
0:18:20	されてる内容と認識として異なるものではございませんSIMMERの評価の手法としても、802号機でやっていることも、先行プラントと異なるものではないというふうに考えておりますが、
0:18:31	はい先ほどご説明したように、従前の記載でいきますと、この組み合わせ方法というのが弾性線形の解析に限定されるようにも読めてしまうところの
0:18:43	誤解を招かないようにということで記載の表現として見直したという位置付けだと理解をしております。以上です。
0:18:51	規制庁植木です。
0:18:52	ちょっと1点確認なんですけど、嶋島野機器配管系で非線形解析をやっているものがあると思うんですけど、
0:19:03	そ、その節Bに対して、
0:19:07	SRSS法による組み合わせを使ってるものっていうのは、
0:19:13	実際のところあるんでしょうか。
0:19:48	中国電力のク라마スですお待たせしてすみませんでした。島根2号機で非線形解析を適用しているものとしましては、主にクレーン類等がございます。
0:20:00	クレーンにつきましては解析としては時刻歴で解析をしております、この各方向の荷重なり応力なりの組み合わせということに関しては台数は絶対値は台数まで行っていると。
0:20:14	いうふうに認識をしております。
0:20:17	はい。以上です。
0:20:19	規制庁です。わかりました。
0:20:23	それとですねちょっと、
0:20:27	もうちょっと本質的な話になるんですけど、
0:20:31	そもそも、
0:20:33	このSRSS法、
0:20:36	については、最最大値の非道発生。
0:20:42	自国の非同時性っていうか、それに基づく、
0:20:48	基づいて
0:20:52	適用されている手法だと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:56	それ、
0:20:57	というのは、非線形の場合でも、
0:21:02	適応
0:21:04	でき、できるってということなんですかね。
0:21:09	選考の考え方っていうのは、明らかに日、
0:21:14	概ね弾性だということを前提に、この方法が適用できると。
0:21:22	いう考え方だと思うんですけど、今回、島根はその考え方、
0:21:28	を変えると先ほど言いましたけど、非線形にも、
0:21:33	無条件で使えるというふうに島根は、
0:21:37	考え方を変更しましたっていうことになるかなと思うんですけど。
0:21:42	その点はいかがでしょうか。
0:21:57	規制庁終えて先ほど線形をやっているものはクレーン類であってそれは、
0:22:03	水辺猪空。
0:22:05	2方向も時刻同時の時刻歴解析をやっていて、
0:22:12	回数は
0:22:13	重ね合わせているので、ここ、これは
0:22:18	SRSSは適用対象ではないという話がありましたけど、
0:22:24	それは、
0:22:28	そうやってる限りは特に
0:22:30	非線形対策をやっているものに、
0:22:33	対して、SRSS法を使っていないので、特に、
0:22:38	検討は不要。
0:22:40	なんだと思うんですけど、何かそこをあえて使っ
0:22:45	非線形に対して使っていないのにあえて線形でも適用できますというふ
0:22:52	島根は考え方を考えるっていう、
0:22:55	ふうに、
0:22:57	私は理解したんですけど、そういうことでしょうか。
0:23:05	中国電力のクラムスです。まずこの灰SRSS法なり、組み合わせ係数
	法というのは、排先ほどからの議論の通り、最大値、最大応答の非同
	時性、
0:23:17	によってそういう組み合わせ方も用いていると、いうことで根拠としては
	最大値の非同時性ということになるかと思います。その最大値の非同
	時性ということでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:30	線形弾性の解セイキであっても非線形の解析であっても、最大値が同時刻に起こることは極めてまれであるということでは異なるものではございませんので、いずれにしても、
0:23:44	そういった最大値が本当にはい、同時ではないかとかですね、そういったところの確認をした上で、適用する上ではいずれにも適用できるというふうに考えております。
0:23:55	また、例えば建物構築物の解析は従来から非線形の解析を行っておりますけれども、建物構築物の場合も組み合わせ方として
0:24:07	建物構築物の場合は組み合わせ係数法を用いておりますけれどもそういった視点系解析でも、組み合わせ係数法を適用しているということでございますのでそれを機器配管系も同様に、
0:24:19	考えることは差し支えないという判断でこのような記載とさせていただきます。
0:24:23	以上です。
0:24:26	規制庁植木です。建物とかで、組み合わせ係数法を適用してるとってというのはちゃんと妥当性、
0:24:37	非線形弾塑性解析をやってる場合でも、
0:24:41	損。
0:24:43	行政っていうのを検討し、
0:24:45	された上で使用従来から使用してるとっていうふうに私は理解しているので、それに関しては特に、
0:24:56	議論はありません。
0:24:59	ただ、ちょっと線形にしてもですね
0:25:04	弾塑性ってような場合とあと滑りを考慮するような場合と同じ線形でもやっぱり、
0:25:13	違うと思うんですね。で、クレーンなんかは滑りを考えてるので、
0:25:22	仮に
0:25:24	単独方向の解析をやって、組み合わせ、
0:25:28	る。
0:25:30	場合にはやはり、ちゃんとSRSS法を使うのであればそういう検討をした上でっていうことに、
0:25:38	なと思いますそれで、実際
0:25:42	先行プラン、
0:25:45	どの記載っていうのはそのところを、一応この手法っていうのは、
0:25:51	概ね弾性のものに対しては適用できますと暗に言っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:59	それーを、仮にですね今回、
0:26:04	記載を変えるのであれば、ちょっとそれなりに検討した上でですね、線形巻き配管系の評価として、非線形でも、
0:26:18	使えるっていうことを、何か締め提示していただいた上で、記載を変えるっていうことであれば、
0:26:27	いいのかなと思うんですけど。
0:26:30	どうでしょうか。
0:26:44	中国電力のクラムスです少々お待ちください。
0:26:50	中部電力田村です。
0:26:53	等、
0:26:56	考え方としては、クラムスが申し上げた、
0:27:00	ように、技術的には、
0:27:03	そう考えております。
0:27:05	で、
0:27:06	ただしうち、当社としても先行機の記載を
0:27:13	あえて
0:27:16	変更する必要もないというか
0:27:19	先行機通りでも、
0:27:23	いいのかなと思っておりますがすみません前回のコメントの趣旨が、
0:27:32	今回ね等、
0:27:34	限定する必要はあるのかないのがないのであればその記載、誤解を招くようなところを、
0:27:41	取るようにというコメントの趣旨かと思ってこのように、
0:27:46	修正しましたが、
0:27:50	ちょっと、
0:27:51	前回のコメントの意図を教えてくださいませんか。以上です。
0:27:56	規制庁の三浦です。
0:27:58	これ何か非線形性がある程度入ったとしても、
0:28:02	本当にこのままでいいのっていうことなので、多分そこはほとんど非線形に入っても、
0:28:08	今対象としている機器配管系に関してはほぼ弾性内だからいいんだって答えてくれればそれで構わなかったような気がします。
0:28:17	それとですねちょっと、やはり今植木が言ったのと同じように、私も気になるのは、最大一位の同時性っていうことを言うんですけどね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:29	基本的には、ある方向で、非常に塑性化が進んでいったら、周期がどんどん長くなるんですね。
0:28:37	片方向が短縮成分で残ってる時ってのは、SRSSとか組み合わせ計測って成り立たないんですよ。そういう事象が出てくるんで、建屋で言えば、
0:28:49	RC構造部っていうのはある程度塑性化。
0:28:54	押してくるんだけどそんな大きな主義的な、衛藤中内が出てこない。なんで、1.00. 4 の組み合わせ係数法を使っているけれども、
0:29:04	上部の鉄骨部分に関しては、かなり組成が進んで、例えば延長高校を見ると、鉛直方向の周期がかなり長くなって西方か短い間で残ると。
0:29:15	ワンハンド方Tが成り立たないということがあるので、
0:29:18	鉄骨上部の鉄骨部分に関しては、2 方向鉛直 3 方向の入力をしてチェックをするというふうにしています。
0:29:27	従って一概に、
0:29:29	最大最大一位の同時性を考慮して、自然系であっても、
0:29:34	組み合わせ係数法なりSRSSが成り立つというのはちょっと論理的に
0:29:40	成り立っていないんじゃないかなと思います。
0:29:43	やはり、SRSS、組み合わせ検層を使うベースとしては、
0:29:48	先行機通り、
0:29:50	概ね弾性範囲であるというのが一つの条件になるんじゃないかなと思います。
0:29:55	それをやっぱり逸脱すればするとなると、空隙が言うように、もうちょっと細かな検討が必要になってくると思うんですがいかがでしょうか。
0:30:07	中国電力田村です。今、技術的に
0:30:12	おっしゃったことはそういうすごく徴収キーの
0:30:17	モードに対して短周期モードが重なると、
0:30:22	絶対一位に近くなることもあるんじゃないかということだと思いますそれについては理解しております。
0:30:28	はい。で、
0:30:29	李。
0:30:30	で、この記載として、
0:30:33	すいません。どうぞ。
0:30:35	前のままの記載ん。
0:30:37	が良いということによろしいんでしょうか。以上です。
0:30:42	規制庁の服部です。ちょっと確認なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:48	まず
0:30:50	消すことによって、読ませるというやり方もあるし、
0:30:56	前のものに追加して読ませるというやり方もあると思うんですよね。
0:31:00	事実として先ほど黒松さんがおっしゃってたように、
0:31:04	現状、耐震評価が基本的に概ね弾性範囲でとどまる体系であるという ことは、
0:31:12	事実として、中国電力もその方針であるというふうに、
0:31:16	理解をしましたので、
0:31:18	そういうことはそういう体系であるのであれば、そういうことをきちっと書 いておくべきなのかなあとと思います。
0:31:27	その上で、基本的にはその範囲、
0:31:33	概ね弾性範囲内でSRSSを使うということも事実であれば、そういうふう に書いた上で、非線形領域に少し入った場合については先ほど少し議 論がありましたけれども、
0:31:46	それについてはまた別途ですね、先ほどの話も含めて検討していただ いた上で、書くなら書くというようなやり方もあると思うんですけれどもい かがでしょうかどうぞ。
0:32:24	はい中国電力のクランプです。
0:32:27	はい。
0:32:29	当社としましてもはい本日、いろいろ技術的な観点からもご議論ご指摘 いただきましたので、その内容を踏まえてここの部分の記載について は、
0:32:39	ちょっともう一度検討させていただければと思います。
0:32:43	はい。議論の中で、
0:32:46	確かに非線形の領域に入って大きく、長周期化したりした場合には、こ ういったSRSS法と適用できなくなる場合もあるといったところは
0:32:58	そういった観点は理解しておりますので、実際の地域配管の耐震設 計としては仮に自然系解析なりを行う場合でもそこまでの大きな長周期 化するようなですね、領域、
0:33:11	に至るようなそういったところまでを許容しているわけではないというこ とでございますのでそういった実態にも即したところを変え考慮した上で、
0:33:21	ちょっと改めて廃棄体については整理をさせていただければと思いま す。
0:33:25	はい。以上です。規制庁の服部です私としては記載をもう一度、整理を して検討していただくということで理解をしましたが、他に今の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:36	ところについて、数、意見ある方お願いしたいんですがよろしいでしょうかどうぞ。
0:33:43	石津電力の田村です。すいませんちょっと記載の技術的な認識。
0:33:50	は、
0:33:52	食い違いないので、
0:33:55	問題ないと思うんですけども、この、
0:34:02	記載としてどう残すかっていうことで、
0:34:06	長周期モードとかのはなC塑性化して常識するかとかっていうのをここで
0:34:13	滝井。
0:34:14	いろいろ詳細な話をここでスルー必要があるのかってところはちょっと疑問に思ったりはしておりますけども、そもそもの先行機の記載。
0:34:25	は生かした上でプラスアルファの記載。
0:34:28	ということでしょうかそれとも、
0:34:30	先行機の記載。
0:34:32	の何かわあ、あんまりよくないから落とした上でのってということなのでしょうかちょっとそこら辺の書き方として、
0:34:41	ちょっとご意見いただければと思います以上です。規制庁植木です。すいません。えっとですねさ、先ほどちょっと前回のコメントの趣旨、
0:34:51	という話がありましたけど、
0:34:54	ちょっと前回って、去年の11月でちょっとこのコメント、
0:35:00	出した人間が今ちょっと来てないので、ちょっと趣旨がちょっと確認できなくてできないので、そこはちょっとご了解
0:35:10	お願いします。
0:35:12	で、
0:35:16	細かい話はいろいろあるんだと思うんですけど、ここは、
0:35:22	方針概略の方針を書くところなので、
0:35:26	あまり細かいことを書いてもしょうがないのかなというふうに、ちょっと私は思っていて、
0:35:34	特に、
0:35:35	今ほどお話を聞いた、
0:35:40	限りでは、支援権に関して別にこれを使ってるわけでもないんで、であればあまりこう、先行から変える必要もないのかなってというのがちょっと私はそう思ってます。
0:35:53	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:56	中国電力田村です。これは
0:36:02	記載は元に戻させていただいた上でコメント回答としてはコメント回答票で、今日議論したような内容を、コメント回答票のほうに記載させていただきたいと思います。以上です。
0:36:16	規制庁木津ちょっと先ほどちょっと私の考えを述べたものですから、一応、事業者側で記載も含めて、再度検討いただいて、
0:36:26	次回回答いただければと思うんですけど。
0:36:34	はい、中国電力のクラマスです。はい承知いたしました。
0:36:40	規制庁のハットリです他あればお願いします。
0:36:44	よろしいでしょうか。
0:36:46	そうしましたらナンバー1については回答のところのも含めてですね、少し記載を検討いただくということで継続にしたいという、
0:36:56	思いますがいかがで。よろしいでしょうかどうぞ。
0:37:02	中国電力ミヨカワです。承知いたしました。
0:37:05	規制庁の服部です。それでは次お願いしますどうぞ。
0:37:10	はい。中国電力の吉本です。それでは資料、資料の①。
0:37:15	の、コメントNo. 2以降についてご回答させていただきます。
0:37:20	ナンバー2とNo. 3についてなんですけど、こちら施設の施設区分に関する、
0:37:27	内容で、同じページでご回答させていただきたいと思っておりますのであわせて回答させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:37:35	規制庁のハットリですはいお願いしますどうぞ。
0:37:40	はい。中国電力の吉本です。それではコメント番号の2番ですが、内容としましては屋外重要土木構造物に該当しないとしている重大事故等対処施設について、
0:37:50	その該当しない理由を説明すること。
0:37:54	その下になりますNo. 3、こちらの機能維持の基本方針からコメントを移動してきたものになります、
0:38:01	具体的な設備分類とかを説明するものになりますのでこちらの資料の方が適切と考えて、移動したものになります。
0:38:10	内容としましては、
0:38:13	重大事故等対処設備に対する浸水防止設備が設置される土木構造物である。
0:38:19	岡井は屋外ダクトタービン建物から放水槽は、重大事故等対処施設の施設区分として、どのような位置付けとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:27	言うのか説明することになります。こちらについて資料の 2 番、
0:38:32	13 ページでご回答します。
0:38:45	資料 2 の 13 ページですが、今回新たに表 4-3、国会重要土木構造物及び重大事故等対処施設の分類という表を追加させていただいてます。
0:38:57	こちらの表につきましては先般の屋外重要土木構造物の耐震評価の補足説明資料の方に掲載させていただいた兵頭同様のものになります。
0:39:07	前回、この資料では施設の分類について文章で記載していて、少しわかりにくい部分がありましたのでこちらの表で整理した、さしていただいた形になっております。
0:39:19	で、江藤屋外配管ダクトタービン建物から放水槽の位置付けにつきましては、表の中段ぐらいに、その設備がございますが、
0:39:32	屋外重要土木構造物としては該当しますが、都丸さんの重大事故等対処施設には該当しません。
0:39:38	その理由としましては、
0:39:40	表の一番右側の行、失礼しました右側の列になりますが、
0:39:45	常設重大事故等対処設備は、当該施設に設置されるか否かのところで * の 2 番を振ってしまして、表の欄外に注記で記載がございますが、
0:39:57	常設重大事故等対処設備に対する浸水防止設備または津波監視設備が設置されるものという、施設分類になっております。
0:40:07	以上がコメントナンバー 2 番と 3 番のご回答になります。
0:40:12	規制等の羽鳥です。それでは、2 番と 3 番について、確認する点がある方お願いしますどうぞ。
0:40:21	規制庁、平です。この表を通過してもらった点については、これで結構です。
0:40:28	はい。今年の以上です。
0:40:35	規制庁の谷口です。
0:40:39	ちょっと庄野 4-3 のの件についてちょっとここで表そうとしてることも、趣旨がちょっとわからない部分があつて、お聞きします。
0:40:51	これ表の 4 のちょっと表の 4-3 と伝え、今回後、
0:40:57	新たに島根で新たにつけようとしてる表が二つ出てきてるもんだと思います。
0:41:04	で、特に表の 4-2 の方は、
0:41:09	文章中では評価と、11 ページの所、文章中では、
0:41:16	評価の対象構造物の説分離って書いてあつて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:20	それを具体的に、表の 4-2 になると、屋外重要土木構造物等の施設分離というふうに書いてあって、ここは、
0:41:32	ページ 9 の注記に書いてある。
0:41:37	屋外重要度構造物。
0:41:39	か重大事故等の対象施設等の構造物、それから波及的影響っていうのを、
0:41:45	区分けして、
0:41:47	要は屋外重要道具土木構造物等の施設分類って形で書いてあるんですね。
0:41:54	で、
0:41:54	ただ、11 ページの表記では、それ以外に、津波の防護施設の分排気と、
0:42:03	か。
0:42:04	ルール高校と分は扉も、
0:42:08	屋外重要土木構造物だと書いてある。
0:42:11	で、まず照度 4-3 のところに関して言うと、
0:42:16	ここで表そうとしているのは、
0:42:21	評価対象構造物の施設分離ですか、それとも、
0:42:25	屋外重要土木構造物等の施設分離ですか、まずそれを教えてください。
0:42:33	はい。中国電力の吉元です。今のご指摘に関しましては、この表で表 4-2 で示したいのは、屋外重要土木構造物等、
0:42:43	先ほど言われたページ 9 に定義している。
0:42:47	屋外重要土木構造物と重大事故等対処施設のうち土木構造物及び波及的影響を及ぼす恐れのある下位クラス施設のうちどこぞ、以上の 3 点になりますので、
0:42:57	衛藤。
0:42:59	適正化の内容としましては 11 ページの表 4-2 に、評価対象構造物の施設分類をと記載してる部分を、屋外重要土木構造物等の施設分類。
0:43:10	このように修正させていただきたいと思っています。以上です。はい。わかりましたそういうことであれば、表ちょうど表の 2 は、津波防護のことは書かないで、
0:43:22	土木構造物等の敷設分ですと調べたということであればわかりました。
0:43:28	それから、次に表の 4-3 の方ですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:32	これは屋外重要土木構造物、それから重大事故等の対処施設の分類 ってことは、①と③の説明をしようとしてるんですよね。
0:43:50	はい。中国電力の吉本です。
0:43:52	はい。おっしゃる通りなんですけれども、我々の意図としましては、先ほ どの 9 ページに、
0:44:00	読み上げさせた内容でもありますけれども、
0:44:03	屋外重要土木構造物等が 60、SAでは 9-3、三つから構成されま すが、
0:44:10	江藤オク 10 とSAについては、施設の分類について、ちょっと難解な ところがありますので、その 2 点について、表でまとめさせていただいた という格好になります。以上です。
0:44:21	はい。ちょっと要は、ちょっと、ちょっと気になるのは②のところの、
0:44:28	設備ですね、
0:44:31	常設重大事故等対象設備というところの欄があって、一番最後にもう、
0:44:38	常設重大事故対処設備って帰って書いてある欄がありますよね。
0:44:43	これは、①と③のところに、
0:44:47	こういう対象設備があるので、この対象設備のところを対象にしますと かしないとかそういうことを書こうとしてるんですよね。
0:45:00	はい。中部電力の吉元です。衛藤言われるように、①と③、そして②で ちょっと位置付けが違ってまして、①と③は、本来土木構造物に求めら れる。
0:45:12	機器配管の間接支持としての機能、
0:45:15	という意味で、それに設置される施設を、設備をさらに右側で整理して いるものになります。一方で②については、屋外重要、失礼しました土 木構造物そのものが、
0:45:27	設備と位置付けられてるものを識別しているものになります。江藤記載 の趣旨としては以上です。はい。その辺の
0:45:38	ここの資料で何を表そうとしてるのかっていうのが非常に全部まとめて 書いてしまってるので、②の位置付けがちょっと、
0:45:46	明瞭でないので、ルビの位置付けをもう少しわかりやすくして、この章を 単純化した方がいいんじゃないかなと思いますけど、ちょっと検討してい ただけないでしょうか。
0:46:01	はい。中国電力の吉元です。言われるように、ここの、
0:46:06	図書の中で、具体的な設備の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:11	位置付けまではご説明する範囲ではないかなとも思いますので、もう少し単純化という指摘いただいたので、内容を改めたいと思います。以上です。はい。よろしくお願いします。基本的にこれは、
0:46:23	こういう消去したのは今回島根が初めてなので、ちょっと書き方についてはちょっと、その辺見直し、検討していただければと思います。よろしくお願いします。
0:46:37	規制庁の服部です。他あればお願いします。
0:46:42	よろしいでしょうか。
0:46:44	そうしましたらただいまのタニグチの話はですね
0:46:49	コメント番号 2 番と 3 番には直接関係がないと思いますので、2 番と 3 番については了としまして、今の話についてはまた新規の
0:47:01	事実確認とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:47:08	はい。中国電力の吉本です。その通りで結構です。
0:47:12	規制庁のハツリですはいわかりました。では次お願いしますどうぞ。
0:47:18	はい。中国電力の吉本です。それでは資料 1 のNo.4。
0:47:22	になりますが、コメント内容としては、話題に貯水槽括弧西が水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせの影響評価方針の対象として、記載されてない理由を説明すること。
0:47:34	これにつきましては、話題に貯水槽西側については、1 水源としない耐震BCクラス機器であることから、
0:47:42	6-2 の別添 2-1、
0:47:45	溢水防護に係る施設の耐震計算の方針にて、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせの影響評価方針を記載すると。
0:47:53	いう回答になります。
0:47:55	ここで
0:47:57	次の
0:47:58	説明になりますが機能維持の基本方針の方でも、前回は大貯水槽に関する括弧書きのコメントがございまして、
0:48:06	衛藤和田に貯水槽について貯水機能の必要性について記載することと、説明することという趣旨のコメントがございましたが、こちらの永久に貯水槽の許容限界の考え方につきましても同様の当初で説明する考えとしております。以上です。
0:48:23	規制庁の服部です。すいません最後のものは、同様の図書でというのは、どっち側の図書という意味でしょうかどうぞ。
0:48:32	はい。中国電力の吉本です。衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:35	コメントの回答のNo.4 の回答欄にございます。6-2 の別添 2-1 の資料の中でご説明する予定です。以上です。規制庁のハツトリですはいわかりました。
0:48:48	それでは 4 番について確認する点があればお願いします。
0:48:52	よろしいでしょうか。
0:48:53	はい。では 4 番は了としたいと思います。
0:48:57	ではコメント回答は以上でよろしいでしょうかどうぞ。
0:49:04	中国電力宮岡です。コメント回答は以上になります。以上です。規制庁の服部です。そうしましたら適正化箇所の説明するところがあればお願いします。
0:49:16	中国電力の井岡です。適正化箇所です、主なところだけご説明させていただきますと、
0:49:22	適正化仮称のナンバー8 につきまして、反映場所につきましては資料の 2 番ですね、2 番の 6 ページ、ご覧いただければと思いますが、
0:49:37	6 ページ。
0:49:38	最後の段落の後になりますけども、前回の記載ですと、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせによる影響評価に用いる地震動に関しまして、
0:49:50	P5 に同様の記載がございました。そのため今回、重複する記載を削除し、記載を適正化しております。
0:49:58	また水平 2 方向、水平方向の地震動の位相の取り扱いについても、一般的な方針でありましたため、特出する必要がないと考え記載を削除して適正化しております。
0:50:09	No.8 につきましては以上です。
0:50:14	規制庁の服部です。適正化の説明は以上でよろしいでしょうかどうぞ。
0:50:22	中国電力ミヨカワです。適正化課長以上です。
0:50:25	規制庁の服部です。そうしましたら適正化について確認する点がある方お願いします。
0:50:40	規制庁藤川です。
0:50:43	資料 02 の 11 ページをお願いしたいんですけども。
0:50:47	11 ページ今回その適正化でその真ん中あたりに、
0:50:52	及び 1 号機取水槽前角田こと。
0:50:55	底盤というのを追記いただいたんですけどもここ及びが、そのあと見ると

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:02	及び復水貯蔵タンク遮水壁遮へい器とちよつと及びと文字が重複してしまってるので、
0:51:08	ここちよつと適正化いただきたいんですけど及びの重複を、
0:51:12	前の方は県の方にしてもらいたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:51:20	はい。中国電力の吉本です。今のところちよつと記載方法私も迷ったんですけど、
0:51:26	すいません資料の 12 ページをご覧ください。
0:51:33	12 ページに表 4-2 になるんですが、下から 2 個目にですね、
0:51:39	設備名称を書いてまして、1 号機取水槽ピット部及び 1 号機取水槽全額だけと底盤と、
0:51:48	その対象施設そのものの名前に及びが入ってましたのでちよつと、
0:51:52	及びが重複するような形になってしまっています。
0:51:56	ですので、ちよつと紛らわしいので、記載の仕方考えたいと思いますが、
0:52:02	今回の記載の趣旨としては、そのような考えで書いておりました。以上です。
0:52:07	規制庁藤川です。であれば、
0:52:10	上位の接続詞として並びにで括ってもらえばいいかなと思うので、
0:52:15	表の 4-2 を見るともうこっちは及びでいいんですけど
0:52:20	11 ページのような感じで、
0:52:22	書くときは、
0:52:25	並びにて上位の括りをやればいいかなと思うので、
0:52:30	並びにをうまく使って書けるかなと思うんですけど、よろしいでしょうか。
0:52:38	はい。中国電力の吉本です。ご指摘ありがとうございます。次回、記載を適正化して、
0:52:44	またご説明します以上です。よろしくお願いいたします私から以上です。
0:52:51	規制庁植木です。
0:52:53	適正化リストのナンバー 8。
0:52:56	ちよつと聞き漏らしたかもしれないんですけど、この地震動の記載は前段に同じような記載があるので削除。
0:53:07	ということで、理解したんですけど、資料 2 の、
0:53:12	P5、
0:53:14	って書いてあるんですけど、これはあれですか、ピーチでしょうか。
0:53:25	中国電力ミヨカワです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:29	ご認識の通りこちらはP値が適切な記載となっております。P1 の 3 ポツに記載されている影響評価に用いる地震動の部分のことを指し示しておりました。申し訳ございません。以上です。
0:53:41	規制庁池戸はいわかりました。多分POって比較表の方はP5 かなと思ったんですけど。はい、わかりました。以上です。
0:53:52	規制庁のハツリです。他あればお願いします。
0:53:57	よろしいでしょうか。それでは新規に説明するところがありますでしょうかどうぞ。
0:54:07	中国電力宮岡です新規に説明する箇所はございません。以上です。
0:54:12	規制庁の服部ですはい。それでは資料全体に対して確認する点がある方お願いします。
0:54:19	よろしいでしょうか。はい。
0:54:21	では水平 2 方向については以上としたいと思います。すいません少々お待ちください。
0:54:36	規制庁池です。すいません。えっとですね、ちょっとここ令和単なる確認なんですけど、
0:54:44	資料 2 の、
0:54:51	院長。
0:54:54	96
0:54:56	ページをお願いします。
0:54:59	にはないな。難波。
0:55:16	失礼しました中少々お待ちください。次。
0:55:29	資料。
0:55:31	失礼しました。ちょっと資料間違えました。今、2 方向まで終わったってことでした。
0:55:43	はい。私、すいません。
0:55:48	あ、規制庁のミウラです。資料 3 の、
0:55:54	6 ページ。
0:55:55	なんですけど、上の図なんですけど、
0:55:59	島根の方は東海と同じ、ズーに入ってるんですけど、
0:56:06	これ柏崎ん時にですね、
0:56:10	トーカイと同じ記述だと剪断と軸力。
0:56:14	ていうものがどう分けられてるかよくわからないということで、
0:56:18	鉛直方向に関しては軸力だけで等、水平方向に関しては線だけというのが明確になるようにということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	柏崎のような表記に修正してもらったっていう経緯があるんです。
0:56:33	ですから、島根の方もですね、東海をするのではなくてカシワギの方が、規制庁側のコメントが入った内容になってるということで、
0:56:43	そういうふうにした方がいいんじゃないかなと、東海で書かれてるので、そうしろというわけではないんですが、その辺はどうでしょうか。
0:56:54	中国電力の落合ですご指摘、理解いたしました樫尾関井の記載の方が多分正確だと、性格的より明確だと思いますのでここについては記載のほうを適正化したいと思います。以上です。
0:57:07	はい。規制庁の植田ですよろしくお願いします。
0:57:14	規制庁の服部です。
0:57:17	水平方向の2水平2方向の資料全体に対して確認する点がある方、他におられればお願いします。
0:57:24	よろしいでしょうか。
0:57:26	はい、では水平方向水平2方向の資料については、の確認については以上としたいと思います。では振り返りのほうお願いしてもよろしいでしょうかどうぞ。
0:58:18	中国電力ミヨカワです。共有化いたしましたので見えていますでしょうか。以上です。
0:58:26	どれ。
0:58:29	規制庁の服部です少しお待ちください。
0:58:42	規制庁の服部ですはい準備ができましたので確認をお願いします1個一つ一つ確認したいと思いますのでよろしくお願いします。
0:58:52	はい。中国電力宮岡です。No. 1 としまして資料番号は3番の比較表になりますが、ページが11ページ、コメント内容が、SRSS法組み合わせ係数法の非線形領域における適用可能範囲について検討して説明することとあります以上です。
0:59:11	規制庁の服部です。どうしますかこのままにしますそれとも前回の、これ一番の継続になってるんですけど、一番のままに、
0:59:20	そうですね。はい、わかりました。
0:59:23	では一番は一番で別に答えていただいて今回の振り替えのナンバー1は、これについて確認する点があればお願いしますどうぞ。
0:59:33	よろしいでしょうか。ではこれは了とし、小宇津木お願いしますどうぞ。
0:59:45	はい。続きましてナンバー2としまして、資料02ですが、11ページ、表4-2が屋外重要土木構造物等の施設分類を示すことを明確にすることになります以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:01	はい、谷口です。施設分類を示していること。
1:00:14	はい。それで結構です。
1:00:20	考えていきます。ここでいいです括弧にしてください。
1:00:33	はい。続きましてナンバー3、同じく資料1、失礼し資料2で、13ページ、表4-3の②、常設重大事故等対処設備の位置付けを明確にして説明することになります。以上です。これで結構です。
1:00:51	続きましてナンバー4資料02の11ページ、及びの重複について適正化すること。以上です。これはフジカワですカッコ書きをお願いします。
1:01:08	続きましてナンバー5資料③の比較表、6ページですが、図4-1について軸力とせん断力の方向が明確になるよう適正化すること。以上です。はい。これで結構です括弧にしといてください。
1:01:28	規制庁のハトリです。全体を通して何かあればお願いします。
1:01:33	よろしいでしょうか。では次機能維持の説明をお願いしますどうぞ。
1:01:53	はい。中国電力のキクマサです。それでは、続きまして木内の基本方針のご説明をさせていただきます。資料は付番したもので456の三つを使用いたします。
1:02:04	まず紙資料4をお願いいたします。
1:02:10	こちら回答整理表でしてそれぞれ1問1頭形式でご説明をさせていただきます。
1:02:16	まず、コメントNo.1について、こちら、コメント内容としましては、静的地震力の算定表に記載されている静的鉛直震度の辺り、520.288について、
1:02:29	設備の耐震評価で用いる鉛直震度の有効数字を踏まえて、町長の記載の考え方を整理し説明することといただいております。
1:02:38	こちらについては、資料6番の、
1:02:43	3ページをお願いいたします。
1:02:50	通例いたしました資料3の4ページをお願いいたします。
1:02:55	資料6でした。
1:02:59	こちら、表2-1の一番右の列におきまして鉛直震度を示しております、
1:03:07	一番上ですね、1.0Cvの下に括弧書き後、1.2Cv等の下に括弧書きで具体的な数字を示していたのですが、こちらもともと
1:03:18	有効数字3桁で記載しておりましたが、
1:03:21	評価で実際に用いる値に合わせて、有効数字蓋桁でそれぞれ0.24と0.29というふうに記載を適正化しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:30	またこちらについて先行プラントの相違理由は表現上の相違としております。
1:03:36	で、同様の修正を
1:03:39	資料 6 の、
1:03:40	8 ページにおいても行っております。
1:03:44	コメント 1 のについての説明は以上となります。
1:03:48	規制庁のハトリです。では、確認する点があればお願いします。
1:03:52	社長池さん、結構です。
1:03:56	規制庁の服部です。では次お願いしますどうぞ。
1:04:02	はい。では続きまして、資料 4。
1:04:04	お願いいたします。
1:04:07	コメントNo. 2 に移ります。コメントNo. 2 はコメント内容が、
1:04:13	原子炉格納容器に対する設計用地震力は、建物構築物の設計用地震力を用いることにすることがわかるように説明することといただいております。
1:04:22	こちらについては、資料 6 の 4 ページをお願いいたします。
1:04:30	はい。資料 6-4 ページに小児の 1-1、新たに注記で 5 番を追加しております。そちらの 5 番で原子炉格納施設容器については、建物構築物の静的地震力を適用すると明記しております。
1:04:47	コメントNo. 2 に対する説明は以上となります。
1:04:54	規制庁のハトリです。では確認する点がある方お願いしますどうぞ。規制庁植木です。結構です。
1:05:01	規制庁のハトリですでは次お願いしますどうぞ。
1:05:07	はい。
1:05:08	では続きまして、資料 4 をお願いいたします。
1:05:13	コメントNo. 3 につきましては、先ほど水平 2 方向の資料の中でご説明させていただいたので割愛させていただきます。
1:05:22	続きましてコメントNo. 4 に移ります。
1:05:26	ここ、こちらのコメント内容としましては、
1:05:29	建物構築物の荷重の組み合わせについて水平方向及び鉛直方向が、動的地震力の場合は組み合わせ係数法を適用する理由を明確に説明することといただいております。
1:05:39	こちらについては、資料 6 の 8 ページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:50	こちらについては建物回答としましては建物構築物における水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合の荷重の組み合わせは弱、4601の
1:06:02	2008を参考に組み合わせ係数法を用いることを基本としますと回答させていただきます、いただきます。
1:06:09	また、以上の内容を明記するために、比較表、資料6の8ページ、先行との相違内容として②表現上の相違を追記しております。
1:06:19	コメントNo.4の説明は以上になります。
1:06:23	規制庁の服部です。では確認する点がある方をお願いします。
1:06:27	はい。規制庁ディクライズこの内容で結構です。
1:06:33	規制庁の服部です。では次お願いしますどうぞ。
1:06:42	はい。では資料4、お願いいたします。
1:06:45	続きましてコメントNo. 5、こちらは津波防護施設等について組み合わせ係数法またはSRSS法を適用する場合の使い分けの考え方を説明することです。
1:06:55	こちらの内容が、
1:06:58	資料6でいうと9ページの
1:07:01	表の一番下の行ですね、こちらになります。
1:07:07	で、こちらへの回答としましては、津波防護施設等のうち、建物構築物の評価方法を適用する場合は組み合わせ係数法を用いることを基本とし、機器配管系の評価方法を適用する場合はSRSS法を用いることと。
1:07:22	基本とすると回答させていただきます。
1:07:25	コメントNo. 5の回答は以上になります。
1:07:29	規制庁の服部です。それでは確認する点がある方をお願いします。
1:07:33	よろしいでしょうか。
1:07:34	では5番については了とします。次お願いしますどうぞ。
1:07:40	はい。続きまして、資料4、コメントNo.6に移ります。
1:07:44	コメントNo. 6は、構成格納容器である嶋2号機では、CCV規格を適用しない理由について、先行炉の格納容器の型式の違いを踏まえて説明することといたしております。
1:07:57	こちらについては、資料6の15ページをお願いいたします。
1:08:06	コメントへのご回答としましては、
1:08:08	東海第2のマークII型については、格納容器下部がコンクリート製であり、また柏崎の7号のABWRではコンクリート製格納容器であるため、
1:08:20	CCV規格を適用していますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:22	構成格納容器である島根 2 号機ではCCV規格を適用し、しないと回答させていただきます。
1:08:28	また、以上の内容が明確になるように、資料 6、15 ページの絵と備考欄に、
1:08:34	そういう内容を明記させていただいております。
1:08:38	コメントNo. 6 の回答は以上になります。
1:08:42	規制庁の服部です。ではただいまの説明に対して確認する点がある方お願いしますどうぞ。規制庁植木ですこの回答で結構です。
1:08:50	規制庁の服部です他に何かありますでしょうか。
1:08:54	よろしいでしょうか。
1:08:55	では次お願いしますどうぞ。
1:08:59	はい。続きまして資料 4 コメントNo.7 に移ります。
1:09:03	こちらのコメントは、クラス 1 容器の 1 時間抗力＋一次曲げ応力の許容限界について、JEAG4601 方、1984 に基づく、一次一般膜応力の 1.5 倍の値。
1:09:17	または、設計建設規格のPVBの 3111 に準じた純曲げによる全断面降伏荷重と、初期降伏荷重の比等の
1:09:27	値のどちらを実際に適用するか、説明することといただいております。
1:09:33	こちらについては、資料 6 の 23 ページをお願いいたします。
1:09:42	こちらへの回答としましては、クラス 1 容器に加えてこれはMC容器の一次膜応力＋一次曲げ応力の許容限界は、設計建設規格のPV3111 に基づき、
1:09:55	準膜による全断面降伏荷重と、初期降伏荷重の比、または、
1:10:00	1.5 のいずれか小さい方の値、括弧 α を用いることが明確になるように記載を、
1:10:07	用いております。そのことがわかるように資料上も記載の適正化しております。
1:10:14	こちらについて
1:10:16	比較表における選考との相違内容については表現上の相違とさせていただいております。
1:10:22	コメントNo.7 に書いた体制の回答は以上となります。
1:10:27	規制庁のハツトリですそれでは確認する点がある方お願いします。どうぞ。
1:10:31	規制庁池ですこの回答で結構です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:35	規制庁の服部です他よろしいでしょうか。はい。では次お願いしますどうぞ。
1:10:43	はい。続きまして資料4のコメントNo.8に移ります。
1:10:47	こちらについては燃料集合体括弧燃料被覆管の閉じ込め機能に対する評価で用いる許容限界について説明することといただいております。
1:10:57	こちらについては資料6の、
1:11:00	81ページをお願いいたします。
1:11:08	はい。こちらについては、
1:11:11	以前出した資料に、
1:11:13	記載していた。
1:11:16	と旧玄海に加え、閉じ込め機能維持に関する許容限界を追加で記載しております。
1:11:22	また、それぞれの旧玄海が、崩壊熱除去可能な形状維持と閉じ込め機能維持を用いることが明確になるように記載を適正化しております。
1:11:31	先行との相違理由については、記載の充実と記載、書かせていただいております。
1:11:38	コメントNo.8に関する説明は以上となります。
1:11:42	規制庁の服部です。では確認する点があればお願いしますどうぞ。
1:11:51	よろしい、よろしいでしょうか。
1:11:56	規制庁植木です了解しました。
1:12:00	規制庁の服部です。では次お願いしますどうぞ。
1:12:07	はい。では最後に年資料4のコメントNo.9に移らせていただきます。
1:12:13	こちらの今コメントとしましては、3軸粘性ダンパが機器クラス上どこに位置付けられているか説明することといただいております。
1:12:20	こちらに関しましては資料で、特に示しておりませんので、
1:12:25	回答整理表で回答させていただきます。
1:12:27	3軸粘性ダンパはその他の支持構造物に位置付けて評価を行っています。
1:12:33	コメントNo.9に対する回答は以上となります。
1:12:36	規制庁の服部です。では確認する点がある方お願いします。
1:12:40	よろしいでしょうか。
1:12:45	少々お待ちください。
1:12:53	規制庁のヤマウラですけど、
1:12:56	2番。
1:12:58	のコメントに対する回答なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:08	6 番の資料の、
1:13:11	4 ページの、
1:13:13	一番下の *5 で、
1:13:17	原子炉格納容器については建物構築物の静的地震力を適用すると。
1:13:23	ということなんですが
1:13:25	機器搬入高とかエアロックについては、ついても何でしょうか、ちょっと教えてください。
1:13:37	はい、中国電力キクマサです。はい。ご認識の通り機器搬入高やエアロックについても、
1:13:43	建物構築物の地震力を適用しております。以上です。
1:13:48	うん。取り付けブーの強度評価を行うと思うんですけども、
1:13:53	それについても、0.24 を使うと。
1:13:58	ということですか。
1:14:04	はい。中国電力のキクマサです。ご認識の通りです。以上です。
1:14:08	はい、わかりました。
1:14:10	ちょっとPWRと違うので、念のため、専攻確認お願いいたします。
1:14:17	よろしいでしょうか。
1:14:24	はい。中国電力のキクマサです。承知いたしました。以上です。はい。それから一。
1:14:36	8 番。
1:14:42	8 番。
1:14:43	のコメントですけども、回答が、
1:14:52	81 ページなんですけども、
1:14:56	それで、これを見ると、
1:14:59	東海 2 号と柏崎と異なるようになってるんですけども、
1:15:04	確かあの東海 2 号も柏崎も、
1:15:09	島根 2 号機と同じ。
1:15:12	同じ内容。
1:15:14	だったと思うんですけども。
1:15:17	最終的な機能維持の方針がこうなってるかもしれないんですが、
1:15:23	同じ評価方針だったと思いますがいかがでしょうか。
1:15:42	はい。中国電力のキクマサです。はい。ご認識の通り、東海第 2 でも、柏崎でも同様の評価自体は同様に、おそらく先行の二つに関しては計算書の方にこの旨を記載しておりました。
1:15:56	島根 2 号は江藤一応昨日の基本方針にも、とそ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:00	取り込む機能維持、
1:16:02	のことをわかりやすくするために記載を追加しております。以上です。それではですね備考に、実際にやってることは同じということがわかるように、
1:16:14	説明を加えていただきたいんですが、いかがでしょうか。
1:16:22	はい。中国電力のキクマサです。はい、承知いたしました。今非常に内容記載の充実とさせていただいておりますが、この下に評価案、
1:16:31	内容自体は先行と変わらない旨を新たに記載させていただきます。以上です。
1:16:37	はい了解しました。
1:16:39	それとちょっと
1:16:42	このコメント回答と離れるんですが、よろしいでしょうか、それとも後にしましょうか。
1:16:49	規制庁の服部です資料全体に対してはまた後で確認をしますので、その時をお願いしたいと思います。
1:16:57	ではただ最後の 9 番については、これで了としたいと思います。よろしいでしょうかどうぞ。
1:17:17	規制庁のハツトリです。
1:17:19	9 番に対して了としたいと思いますですが中国電力の方はよろしいでしょうかどうぞ。
1:17:27	はい。中国電力のキクマサです。はい。問題ありません。よろしく申し上げます。以上です。
1:17:32	規制庁の服部です。コメント回答は以上でよろしいでしょうかどうぞ。
1:17:39	はい。中国電力のキクマサです。コメント回答は以上となります。以上です。規制庁の服部です。それでは適正化箇所について説明するところがあれば、通しでお願いしますどうぞ。
1:17:57	はい。中国電力のキクマサです。はい。当社から適正化箇所について特段ご説明する内容はございません。以上です。
1:18:05	規制庁のハツトリですはいわかりました。
1:18:08	適正化についてはよろしいですかね。
1:18:11	はい。それでは新規に説明するところがあれば機能維持に関して新規に説明するところがあればお願いしますどうぞ。
1:18:23	はい。中国電力のキクマサです。こちら、新規に説明する内容も、当社からはございません。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:30	規制庁のハットリですはいわかりました。それでは機能維持の資料全体を通して確認する点がある方お願いしますどうぞ。
1:18:39	規制庁、植木です。
1:18:43	と、
1:18:44	資料。
1:18:47	6、6の96。
1:18:51	トップは比較表。
1:18:55	ちょっと持ち帰る。
1:18:57	資料5ですね、資料5の、
1:19:02	96ページをお願いします。
1:19:09	これちょっと確認だ形なんですけど、
1:19:16	ところの中で、積雪荷重の欄にですね
1:19:21	ある、
1:19:22	竜巻防護対策設備、
1:19:25	についてちょっと
1:19:27	教えてもらいたい、教えていただきたいんですけど。
1:19:31	建物構築物欄の一番下の燃料移送ポンプエリア、竜巻防護対策設備、
1:19:41	というのがまずありますとそれから、機器配管系。
1:19:47	の、一番最後にですね建物開口部の竜巻防護対策設備、
1:19:54	というのがありますと、それからあと土木構築物についても、
1:20:01	どう、
1:20:03	97ページの方に、
1:20:07	これも一番す。
1:20:09	最後に、
1:20:10	取水、下から2番目ですか、取水槽海水ポンプエリアや竜巻防護対策設備、
1:20:20	というのが三つ、三つありますと、
1:20:24	循環水ポンプエリアも、これは防護対策設備、
1:20:29	だから、竜巻防護対策設備の今、
1:20:33	言った三つのもの、
1:20:35	ていうのがその分類上は、建物構築物のものと、機器配管系のものと、あと土木構築物、
1:20:45	三つにそれ、違うんですけど、この違う理由っていうのは、
1:20:53	何か構造上の違い。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:56	からこういうふうな分類んなっているのか、或いはその他、何か理由があって、こういうふうに分けてるのかちょっと教えてください。
1:21:10	中部電力田村です。名前は、
1:21:14	また、関谷辰巳午後ですけどもそれぞれ構造が違って建物構築物のところは
1:21:20	検知くうの
1:21:22	規格基準で例えばそういう構造で、以前のところはそういう記念の基準で作って、
1:21:29	でもそのような構造ということで、土木さんところも土木ですけど、
1:21:34	はい。それぞれちょっと、
1:21:36	設置位置によって、構造が違うのでそれぞれのところに振り分けております以上です。
1:21:43	規制庁議決その適用する基準っていうのは
1:21:49	何か構造、
1:21:51	によって決まってる。
1:21:53	ですか。
1:21:57	中国電力田村です。
1:21:59	そうですね報道等、まだ当社内でど小によって
1:22:05	はい。設計した分、部署とあとメーカーさんとかによって、
1:22:11	ということですけども、基本的には構造が、名称、類似でも異なっているということですよ以上です。
1:22:19	規制庁脇です。はいわかりました。私からは以上です。
1:22:25	規制庁の服部です。他あればお願いしますどうぞ。
1:22:33	規制庁の三浦です。
1:22:37	資料番号の比較表の 6 番。
1:22:41	お願いします。
1:22:43	もう、
1:22:45	8 ページ。
1:22:49	8 ページの右上の部分、島根 2 号機のやつの右上ですね。
1:22:55	一番っていう番号が振ってあるところなんですけど、
1:22:58	ここ荷重組み合わせの水平方向と鉛直方向の場合は、静的な場合は不利な方向で組み合わせると絶対和によると。
1:23:07	動的地震力の場合は組み合わせ係数法によるっていうふうに記載されているんですが、
1:23:13	これ実際 14 ページを見る等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:19	14 ページの右上見ると、
1:23:23	Sクラス脳荷重の組み合わせでG+P+SDスターですよ。
1:23:29	だからSDスターっていうのは、これ静的な力等、SBO高Mロップした地震力になっていると思うんですよ。そうすると先ほどの、
1:23:41	8 ページに戻ったときに、右上にこれ * 3 が入ってくるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
1:23:58	少々お待ちください。
1:24:33	ちゅう中国電力の落合です。ご指摘の通り、SDスターは、静的と動的に崩落した設計を地震力になりますので、先ほどおっしゃるところであったですね、
1:24:46	記載を踏まえるところには
1:24:49	1 ページにはですね、米野さんがあった方が多分適切だと思いますので、ちょっとここはしっかり確認して、記載の方適切に適正化したいと思います。以上です。
1:24:59	はい。よろしくお願ひします。それと同じ。
1:25:03	8 ページの今度、機器配管系のところなんですけど。
1:25:08	機器配管系の適用に書かれてるミヤマに右上の部分、①って書いてある部分なんですけど、
1:25:15	ここで * 3 と * 4 オク引用してんですが、
1:25:19	これ * 4 がここには必要でしょうか。
1:25:27	中国電力キクマサです。少々お待ちください。
1:26:09	はい。中国電力のキクマサです。はい。こちらの中期 4、絶対で組み合わせても良いものとするに関しては、ちょっと位置がちょっと上の方でわかりづらいのですが、
1:26:23	その静的地震力を絶対値和によるという方ではなく下の動的地震力の場合、SRSS法または目安係数法によるということにかかっている動的地震力の場合、
1:26:35	でも絶対値は組み合わせても良いものとするという意図で、
1:26:40	注記を書かせていただいております。以上です。そうなんですけどそうすると * 3 との関係はどうですか。スタディ X 3 が、
1:26:48	やはりそこに打って大きい方の地震力 D、
1:26:53	絶対値まで組み合わせても良いするっていう表現があるんですが * 3 と 4 というのはこれ意味合いが違うんですか。
1:27:02	ちょっと私思ったのはこれ * 3 で打つとけばいいんじゃないかなと思ったんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:06	4 が、
1:27:07	いるのはその理由はわかるんですがアスタリスクなんで、包絡できちゃうんじゃないかと思ったんですがいかがですか。
1:27:31	はい。中国電力の菊池です。はい。ご指摘理解いたしました。ちょっとそうですね。中期 3D、
1:27:39	何か図動的地震力も包絡できているかもしれないのでちょっとこちらについて記載をちょっと精査させていただいて必要に応じて記載の適正化を行わせていただきます。以上です。
1:27:50	はい。お願いします。その一番下のね、4、今④って書いたところ、①か、その*4 はよくわかるんですよ。
1:28:00	ちょっとこの適用の部分ちょっと見ていったときに、
1:28:05	やはりちょっと先ほどから気になるところがいくつかあって、もう一度アスターリストの関係をですね、
1:28:11	実際にどう設計やってるかっていうことを踏まえて、もう一度見直しをかけていただけますでしょうか。
1:28:21	はい。中国電力のキクマサです。承知いたしました。1、全体的にちょっと中期の、
1:28:28	つけ方を検討させていただきます。以上です。はいお願いします。それと、
1:28:35	やはり資料 6 の 10 ページ。
1:28:40	なんですけど、10 ページの備考のところ、
1:28:44	⑦今回切ろうで、塗りつぶされてるところなんですけど、
1:28:50	原子炉格納容器については機器配管系の評価方法を適用するため、SRSSまたは絶対和を用いるって書いてありますよね。
1:28:59	⑨では、
1:29:02	機器配管系及び原子炉格納容器については水平方向及び延長高コガ動的地震力の場合の荷重の組み合わせに掲げ、荷重組み合わせを組み合わせ係数法を用いるって書いてあるんですよ。
1:29:16	ここで何かこう原子炉格納容器に関しては書かれてることが矛盾してるような気がするんですが、ちょっとそこを説明していただけますか。
1:29:32	はい。中国電力のキクマサです。衛藤ご指摘いただいた点についてなのですが、ちょっとこの宗稲井を 9 の書き方が悪くて、
1:29:43	意図としては組み合わせ係数法を用いる場合もあるという、SRSS法絶対 1 バーに加えて、その選択肢もあるという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:52	意味で記載すべきだったのですがすいません、ちょっと9の内容が組み合わせ係数法を用いると限定してしまっているため、あとこちらの記載について
1:30:03	今申し上げたように、
1:30:05	個別ケース方法を用いる場合もあるというふうに修正させていただこうと思います。以上です。はい規制庁の梅津結果的に原子炉格納容器ってというのは、
1:30:16	SRSS絶対値は組み合わせ係数これ密度も落ちるってことなんでしょうか。
1:30:25	はい。中国電力のキクマサです。ご認識の通り格納容器については至大使用することになっております。以上です。わかりました。それである本部長ではこの三つ併記してあるので、この備考部分がそれを、
1:30:39	三つ併記というのと合わなかったんで、先ほど言われた通り⑨の方のちょっと表現を直しておいていただければいいと思います。よろしいでしょうか。
1:30:50	中国電力のキクマサです。承知いたしました。以上です。
1:30:54	はい。それとやはり資料6の14ページ。
1:31:00	14ページで、建物構築物の、
1:31:06	Sクラスの共用言外の部分なんですけど、
1:31:12	ここで引用基準2、申請日下部における荷重状態3の計算値を超えないこととするって言葉入ってますよね。
1:31:22	嶋の場合は、
1:31:26	トーカイとか、阿藤柏崎と比べて、コンクリート製の格納容器がないので、
1:31:33	直接的にCCV規格を適用しなきゃいけない部位はないと思うんです。
1:31:38	ここであえてCCV規格をここに出されてるのはこれ、プールね使用済み燃料プールから何かに適用するという意味なんでしょうか。
1:31:53	中国電力の落合ですおっしゃられた通りで燃料プールに関してはCCVカクウでを適用すると思っておりますのでそういう意味でちょっとここに先行に倣った形でここ記載させていただいております。以上です。わかりました
1:32:08	で使用済み年度プールルーに用いるんだったら、
1:32:11	ここんとこなんか、あっさりすぐだらけになっちゃうかもしれないけど、
1:32:16	適用日が使用済み燃料プールである。
1:32:19	ていうことをどっかに記載しておいていただくことできないでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:28	中国電力の落合ですご指摘理解いたしました少し記載を考慮して記載のほうを適正化したいと思います。以上です。はい。よろしくお願いします。
1:32:39	ちょっと気になってるのはCCV規格の対象構造物でないものに、プール、それを使ってる柏崎とか使ってるんですけど、
1:32:48	そこんところをちょっと明確にしておきたいので、
1:32:51	ここのCCV規格、適用部位は、使用済み燃料プールであるということなことを説明しといてくださいお願いします。
1:33:01	中国電力の落合です承知いたしました。以上です。はい。私から以上です。
1:33:07	規制庁の服部です。他あればお願いしますどうぞ。
1:33:14	規制庁の山浦ですけど。
1:33:18	6番の資料の31ページなんですけども、この
1:33:23	中キーが書かれてるんですがこの注記は、
1:33:28	クラスMC容器の荷重組み合わせと許容力の表に対する注記なんですけど、
1:33:34	* 30。
1:33:37	原子炉格納容器バウンダリー設備に対しても本荷重の組み合わせを適用すると。
1:33:43	書いてて、これは、
1:33:46	荷重の組み合わせだけを適用するということなんでしょうか協力は、
1:33:52	使わないとそういう意味で書いてんでしょうか。
1:34:10	中国電力キクマサです。少々お待ちください。
1:35:03	はい。中国電力のキクマサも出しました。ちょっとこちらの記載内容についてそうですね
1:35:10	バウンダリー設備すべてに対してちょっと許容限界、
1:35:13	どのように適用してるかちょっと、
1:35:16	今把握しきれないのでちょっと、
1:35:18	これで確認させていただいた上で記載内容を検討させていただきたいと思います。以上です。
1:35:24	はい。
1:35:26	許容力も含めて使用するんでしたら、
1:35:30	格納容器バウンダリーって言ったら貫通配管とか、隔離弁、それから、
1:35:36	貫通部ベローズも入ってきますので、
1:35:40	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:41	このまま残すと、やっぱりちょっと問題かなと思いますので、
1:35:45	再検討をお願いしたいと思ってます。はい。私からは以上です。
1:35:57	規制庁のハツリです他にあればお願いします。
1:36:07	規制庁、植木です。
1:36:14	資料 6 の
1:36:17	9 ページ。
1:36:21	ですけど、先ほど三浦からあったですねこの 9 ページの備考欄の④
1:36:29	⑤、
1:36:30	の記載で、
1:36:35	表現を、まだちょっと、
1:36:38	適正化することなんですけど、
1:36:43	おんなじ話がですね、
1:36:51	多分 8 ペイジーの 004 ですカシマの 2 号機では、
1:36:58	最後の方に組み合わせ係数法を用いるとか、
1:37:03	これも先ほどと同じように何か組み合わせ結合だけ使うようにも、
1:37:11	読めるので、このココも併せて、一連のところはちょっと確認の上、
1:37:21	記載適正化んが、多分今ってその違う、違うところを取り出してとそな
1:37:24	ぜ。
1:37:32	記載されてるのかっていうので、
1:37:36	この方法を用いるっていうふうに書いてあると思うんですけど、ちょっと
1:37:53	わかりづらいので、あわせて、
1:38:00	修正をお願いします。
1:38:26	はい。中国電力木全です。承知いたしました。この組み合わせ係数法を
1:38:31	用いるという、備考そうですねちょっと数ヶ所ございますのですべてに関
1:38:38	して、と同じように用いる場合があるという旨がわかるように、記載を適
1:38:41	正化させていただきます。以上です。
1:38:45	規制庁植木ですはい。よろしくをお願いします。
1:38:50	ちょっとお待ちください。
1:38:54	あ、すみません。同じ 9 ページで、
1:39:00	これ先ほど三浦から話あったところで、
1:39:05	まず※4
1:39:10	については
1:39:15	絶対値は組み合わせても良いものとするという。
1:39:20	ことで
1:39:25	これは水平鉛直とも動的地震力の場合、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:00	は、基本は、
1:39:02	SRSSとか組み合わせ係数法なんだなんだけれども、
1:39:08	殊、従来手法というか簡便に保守的に絶対チバで、
1:39:15	組み合わせても、
1:39:17	良いという。
1:39:19	記載が※4。
1:39:21	だと思えますで、
1:39:23	※3 っていうのはちょっと小令和、
1:39:28	書いてる趣旨が、
1:39:30	と違って
1:39:34	まずその水平方向、
1:39:37	の地震力をまず先に動的静的
1:39:41	で包絡した地震力を決めますので、あと、
1:39:47	鉛直についてももう動的と静的を包絡して地震力を決めますので、それで組み合わせはどちらが社会的、
1:39:57	がちよっと
1:39:59	わからないので絶対値和を使います。そういう
1:40:04	ことを言ってるのが※3 だと思っていてだから、※3 とこの 4 っていうのは何か、1 多分言ってるよ、言いたいことが違うのかなというふうに私は、
1:40:15	思ったんですけど、そういう理解でよろしいですか。
1:40:50	規制庁池です※3 について言うのと厳密にやるとすると、
1:40:57	とせ水平性、静的と、
1:41:00	鉛直静的で絶対チバの評価をやる、それから、
1:41:05	水平動適当鉛直動的。
1:41:09	SRSSとか、
1:41:13	組み合わせ係数法でやるっていうその二つをやるっていうのが一番厳密な方法だと思うんですけど、それが手間がかかるので最初に、
1:41:23	水平と鉛直の荷重を包絡してしまって、その時は組み合わせは、
1:41:28	絶対和を使いますと、そういうやり方も、
1:41:31	供試ますというのが※3 だと思うんですけど。
1:41:36	そういう理解でよろしいんでしょうか。
1:41:40	中国電力大窪です。ご理解の通りだと当社も考えております。今ご説明いただいたように注記の 3 の方では動的と静的を組み合わせることに 関する注記となっております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:55	注記の 4 としては、動的地震力についてSRSS法で組み合わせるといったような記載、SRSS法または組み合わせ係数法によるという記載。
1:42:09	していますが、ただ動的単体でも、絶対値は組み合わせが良いものとするという記載をしております。
1:42:17	ですからちょっと先ほどご指摘いただきました通り、注 3 と注 4。
1:42:23	の関係、どちらも絶対値やで組み合わせが良いものとするというような記載となっておりますのでちょっと紛らわしいような記載になっているかなと思う部分もありますのでこちらの記載。
1:42:36	について現状のままで良いのか記載変更するべきか、ちょっと改めて整理した上で、
1:42:41	回答させていただきたいと考えます。以上です。
1:42:45	規制庁池田はいわかりました。表の中の、
1:42:50	※4 の 1 をどうてキーの方に移動する。
1:42:55	すればいいのかなとも思うんですけど、いずれにしてもちょっと検討をお願いします。私からは以上です。
1:43:05	規制庁のハットリです。他あればお願いします。
1:43:10	では資料全体今日の三つのテーマは資料全体を通して確認する点があればお願いします。
1:43:15	よろしいですか。
1:43:17	資料全体を通してタダウチさんから何か確認する点があればお願いしますどうぞ。
1:43:28	すいません多田吉井です。とりあえず今の段階で結構です大丈夫です。はい。
1:43:36	規制庁のハットリですはいわかりました。
1:43:40	中国電力から追加で説明するところがあればお願いします。
1:43:47	はい。中国電力のキクマサです。はい。当社から追加で説明する事項はございません。以上です。規制庁の服部です。では最後のテーマの、機能維持について振り返りの方お願いしますどうぞ。
1:44:02	承知いたしました。と共有いたしますので少々お待ちください。
1:44:29	中国電力キクマサです。と共有を開始しましたが見えていらっしゃいますでしょうか。
1:44:34	どうぞ。
1:44:35	規制庁のハットリつはい見えていますので一つ一つお願いしますどうぞ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:41	はい。では先ほどの絵についてコメントNo.6 からいきます。こちらは比較表なので資料の資料 6 ですね、の 4 ページになります。
1:44:55	原子炉格納容器の 8 種類の耐震評価にも、家建物構築物の静的震度を適用しているか確認して説明することといただいております。
1:45:03	はい結構です括弧でお願いします。
1:45:15	はい。続いて 7 番が、同じ資料の 81 ページですね、燃料被覆管の耐震評価内容が先行プラントと相違ないこと、相違ないことがわかるように備考欄で説明することとなっております。これで結構です。括弧でお願いします。
1:45:37	はい。続いて 8 番が、と同じ資料 8 ページへとSDスター崩落した条件についての組み合わせ方について、注記の記載を検討して説明すること。
1:45:47	以上です。
1:45:49	規制庁の三浦です。これで結構です。これも括弧で結構です。
1:45:55	説明することっていう方から、
1:45:57	適正化することにしときましましょうか。
1:46:10	はい。続いて江藤 9 番が、同じく 8 ページ、
1:46:15	注記 3 の記載を踏まえた場合に注記 4 が必要か検討の上説明することといただいております。はい規制庁の梅田です。これをさっき榎上からも話ありましたように、とにかくやってることを、
1:46:28	きちっと表現できるように直しといただければいいと思うので、
1:46:32	これも説明することを適正化することにして括弧にしてください。
1:46:49	続きまして 10 番、これは同じ資料 8 ページ 10 ページ複数にいただきましたが、組み合わせ係数法、PP原子炉格納容器に対してですね、
1:47:00	組み合わせ係数法を適用することの備考欄の記載について、組み合わせ係数法以外も用いることがわかるように備考欄で説明すること。
1:47:09	はい。結構です。これはここでいいですね。括弧でお願いします。
1:47:20	はい。続いて 11 番が、同じ資料 14 ページで、STた地震時に、
1:47:25	対してCCV規格について記載していることについて、燃料プールに適用することがわかるように説明することといただいております。はい。これ結構です。今ちょっと内田さんいらっしゃいます。
1:47:40	はい。中国電力の落合です。今います。これあれですか。プールのね、設計するとき、シェルパの。
1:47:49	名が意識とか面識それをそのままプールの壁に用いているんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:02	中国電力の落合ですその通りの理解で問題ありますやり方としてはだから会社だけ六、七と同じような形のやり方、女川もそうだったかな、してるということですね。
1:48:15	中国電力の落合です。基本的には先行の女川と同じやり方をやってるということになります。以上です。わかりました。それで結構です。これもだからわかるように、
1:48:28	することぐらいにしといて説明の言葉抜いていただいて括弧書きにしてください。
1:48:40	規制庁の山村ですけど、12番はこれで結構ですけど。
1:48:46	残しといていただきたいなと思います。
1:48:49	以上です。
1:48:55	はい、中国電力キクマサです。12番について承知いたしました。以上です。
1:49:00	規制庁の服部ですでは今までの振り返りについて、規制庁から全体を通してあればお願いします。
1:49:06	よろしいですか。
1:49:08	はい。では再度、規制庁から何か。
1:49:12	追加で確認する点があれば、
1:49:15	よろしいですか。
1:49:17	中国電力側から何か追加で節確認する点があればお願いしますどうぞ。
1:49:25	はい。中国電力キクマサです。はい。当社側からも追加で確認したい事項はございません。以上です。規制庁のハツリですはいわかりました。それでは本日のヒアリングは終了したいと思います。ありがとうございます。
1:49:38	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。